

「豊橋市特別用途地区建築条例」の一部改正に関する骨子（案）

概 要

建築基準法第49条第1項の規定により既に定められています「豊橋市特別用途地区建築条例」(平成19年7月1日施行)では、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し、必要な事項が定められています。この建築物の建築の制限又は禁止に関し、条例内容の一部改正を行うものです。

適用区域

この条例の適用区域は、都市計画法第20条第1項の規定に基づき、本市の全ての準工業地域において、特別用途地区に係る都市計画の決定があった告示の区域とします。

特別用途地区内の建築制限

「豊橋市特別用途地区建築条例」に定められているものの他に、別表左欄に掲げる特別用途地区内において、同表右欄に掲げる新たな建築物は、建築できなくなります。

既存不適格建築物に対する制限の緩和

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内であり、かつ、基準時における敷地面積に対して容積率制限及び、建ぺい率制限の規定に適合していること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時の1.2倍を超えないこと。
- (3) 不適格部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を越えないこと。
- (4) 増築又は改築時は用途の変更を伴わないこと。

【別表】

| 特別用途地区 | 建築してはならない建築物 |
|-------------|---|
| 大規模集客施設制限地区 | 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。 |